平成２９年（フ）第３０１号
愛知県額田郡幸田町大字菱池字地蔵堂88番地２（401）
債務者　澤田　則義
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３０２号
愛知県額田郡幸田町大字菱池字地蔵堂88番地２（401）
債務者　澤田　龍哉
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第８３号
福岡県京都郡苅田町大字尾倉4064番地１（サンビレッジ苅田Ａ201）
債務者　畑崎　健志
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第２４８号
沖縄県中頭郡西原町字兼久128番地の１（与那嶺アパート103号）
債務者　玉城　広志
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１６号
北海道岩内郡岩内町字野束169番地59　道営住宅３棟102号
債務者　梅本　輝雄
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２９年（フ）第１７号
北海道岩内郡岩内町字野束169番地59　道営住宅３棟102号
債務者　梅本　寿子
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２９年（フ）第１８号
北海道岩内郡岩内町字野束169番地57　野束６号棟108号
債務者　増川みゆき
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２９年（フ）第１９号
北海道岩内郡岩内町字野束169番地57　野束６号棟108号
債務者　高橋　力也
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２９年（フ）第５７号
山形県米沢市大字三沢10247番地
債務者　情野　正規
1　決定年月日時　平成29年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第８５号
山形県長井市成田3095番地の２
債務者　孫田千恵子
1　決定年月日時　平成29年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第５１１号
埼玉県草加市松原１丁目４番２―806号
債務者　姜　　承周
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５５６号
埼玉県越谷市北越谷４丁目22番12号　レオパレスＮＯＲＴＨＳＩＤＥⅡ306
債務者　三橋　　泉
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４９８号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地　１街区５棟106号
債務者　四ツ井一郎
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１２６３号
愛知県碧南市西山町３丁目12番地２　アート西山Ｂ棟101号、従前の住所愛知県瀬戸市品野町６丁目1203番地　グリーンゲイブルズ201
債務者　秋山　麻子（旧姓和田・村山）
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３１６号
名古屋市千種区内山１丁目１番８号　内山ビル501号
債務者　西村依里香
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３４９号
名古屋市中村区岩塚本通６丁目２番地　フローワード岩塚302号
債務者　湯澤　健太
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２５０号
沖縄県那覇市楚辺２―12―48　レオパレス楚辺306、住民票上の住所沖縄県那覇市字国場1184番地６　プライムハイツ205
債務者　久保田龍太郎
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部